

小学校35人学級の推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する小学校35人学級の推進事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、小学校35人学級の推進事業とは、課題に応じたきめ細かな教育活動の推進を図るため増学級を行い、35人学級編制とする事業をいう。

(事業実施の手続き等)

第3条 教育委員会は事業を実施しようとする年度の初日の6カ月前までに当該事業の計画を立案する。

2 教育委員会は、定数管理を適切に行い、対象の学校の校長に対し、「小学校35人学級の推進事業実施対象校決定通知書」（別紙様式）により通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による決定をしたときは、これらの事業の実施に伴い必要となる講師の配置に係る手続きを速やかに行わなければならない。

4 前項の講師は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第10条の4第1項に規定する小・中学校任期付常勤講師をもって充てる。

(講師の業務)

第4条 第3条第4項の規定により配置された講師は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 教科指導及び教科指導に伴う教材準備、採点・評価等
- (2) 担当学年に係る打ち合わせ等
- (3) その他、校長が必要と認める勤務校の校務

(事業に要する経費)

第5条 小学校35人学級の推進事業の実施に要する経費の額は、教育委員会が予算の範囲内で定める。

(細目)

第6条 前各条に定めるもののほか、小学校35人学級の推進事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。